



何が必要？何をしなければいけない？ 個人情報保護に関する政令、解説セミナー

ベトナムでは、2023年7月1日より個人情報保護に関する政令（Decree13/2023/ND-CP、以下「政令13号」）が施行されました。施行はされたものの、手続き詳細が不明、罰則規定は2023年12月より適用予定など施行後の緊急性には疑義があったものの、いよいよ企業としても対応が迫られる時期となってきました。そこで本ウェビナーでは、そもそも政令13号では、企業に何が求められていて、何をしなければいけないのか、管理者となる個人のすべきことは何か、といった内容をお伝えします。

ベトナム法人の代表者、管理者の皆様はもちろん、日本側でベトナム法人の管理をされている皆様にもぜひご参加いただければと思います。



福本 直樹

税理士、公認不正検査士（日本）

I-GLOCAL CO., LTD. ホーチミン事務所代表

2011年より日本の税理士法人とI-GLOCALの兼務を行い、14年より同社ハノイ事務所代表就任、20年よりホーチミン事務所代表就任

🕒 **日時** 2023/11/17 (金)

🇻🇳 **Vietnam** 13:30 - 14:30

🇯🇵 **Japan** 15:30 - 16:30

👥 **定員** 300名以内

🗨️ **使用言語** 日本語

🎯 **参加対象者**

在ベトナム日系企業で滞在歴や役職は問わないが責任者、管理者もしくは日本側でベトナム子会社の管理担当者向け

無料



お申込方法



HO CHI MINH OFFICE 14 Fl., TNR Tower, No. 180 - 192, Nguyen Cong Tru St., Dist. 1, Ho Chi Minh City
HA NOI OFFICE 12 Fl., Indochina Plaza Tower, No. 241, Xuan Thuy St., Cau Giay Dist., Ha Noi City
BINH DUONG OFFICE G Fl., Sora Garden 2 Tower, Lot C17, Hung Vuong Highway, Hoa Phu Ward, Thu Dau Mot City, Binh Duong Province
TOKYO OFFICE 東京都中央区日本橋2-16-4 WORK BASE Nihombashi 4階